

平成14年度ダイオキシン類調査結果について

1 調査内容

藤沢市では、市内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、河川19地点、排水路5地点、底質6地点、土壌4地点のダイオキシン類濃度の調査を、河川と排水路及び底質については2回、土壌については1回実施しました。結果は次のとおりです。

2 調査結果

- (1) 河川水(平均値): 0.15 ~ 0.81 pg - TEQ / L(平均値 0.34 pg - TEQ / L)
- (2) 排水路(平均値): 0.10 ~ 2.0 pg - TEQ / L(平均値 0.66 pg - TEQ / L)
- (3) 底質: 0.45 ~ 4.3 pg - TEQ / g(平均値 1.6 pg - TEQ / g)
- (4) 土壌: 4.3 ~ 14 pg - TEQ / g(平均値 8.7 pg - TEQ / g)
(別添1~3のとおりです。)

3 まとめ

- (1) 境川水系・引地川水系・小出川・目久尻川の19地点で、環境基準値(1 pg - TEQ / L以下、年間平均値)を下回っていました。
- (2) 排水路の内、引地川水系の一色川に排出する雨水排水路の1地点で環境基準値を超えていましたが、神奈川県と協働で発生源の究明調査を実施し、ダイオキシン類が検出されている事業所を確認しました。
この事業所は、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制対象外事業所ですが、排ガス洗浄施設の改良や排水処理施設の増設などを盛り込んだ「公害防止計画書」を、平成15年2月25日に県に提出し、ダイオキシン類削減にむけた取り組みを行っています。
(平成14年9月20日及び平成15年3月7日に県で発表しています。)
- (3) 底質は6地点で、環境基準値(150 pg - TEQ / g以下)を下回っていました。
- (4) 土壌は4地点で環境基準値(1000 pg - TEQ / g以下)を下回ったほか、ダイオキシン類対策特別措置法において追加的な調査が必要とされている値(250 pg - TEQ / g)も下回っていました。

問い合わせ先

藤沢市 環境部 環境保全課
電話(0466)25-1111(3130~3133)
FAX(0466)23-7174

用語の解説

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナ - ポリ塩化ビフェニル（コプラナ - PCB、Co - PCB）を含めたもの。

pg（ピコグラム）

重量を表す単位で、1兆分の1gを指す。

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した濃度である。毒性等量の換算は、平成11年度調査から、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3に規定されている毒性等価係数（WHO - TEF(1998)）を用いている。

なお、数値の取扱は平成12年1月12日付ダイオキシン類対策特別措置法施行通知に基づき、水質・底質は検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の1/2の値を用い、土壌は定量下限値未満の値を0とする。

環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたもの。平成11年12月27日に告示され平成12年1月15日から適用となった。底質については、平成14年9月1日から適用。

媒体	基準値
大気	0.6pg - TEQ / m ³ 以下
水質	1 pg - TEQ / L以下
土壌	1000pg - TEQ / g以下
底質	150pg - TEQ / g以下

大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。